

## 学校法人四国大学・四国大学受託事業規程

### (趣旨)

第1条 学校法人四国大学・四国大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）における受託事業に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「受託事業」とは、本学が社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、本学以外の者から特定の事業課題について、委託を受けて行う事業又は業務（受託研究及び他に特別の定めのあるものを除く。）をいう。

### (受託の原則)

第3条 受託事業は、本学の教育研究に有意義であり、かつ、教育研究に支障をきたすおそれがないと認められる場合に限り受託できるものとする。

### (申請)

第4条 委託者は、本学における当該事業推進責任者（以下「事業責任者」という。）と事前に協議の上、受託事業申込書（別紙様式1。以下「申込書」という。）に所定事項を記載し、理事長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受託事業が公募型の場合は、当該応募書類の写しをもって、申込書に代えることができるものとする。この場合において、事業責任者は、その事業に応募する前に、理事長に申出の上、承認を得なければならない。

### (受入れの決定)

第5条 受託事業の受入れは、委託者から提出された申込書に基づき、理事長が決定する。なお、受入れに関し審議を要すると認められる場合は、経営会議の議を経て決定するものとする。

2 申請を不採択と決定したときは、速やかに事業責任者を経て委託者へその旨通知する。

### (受入れ決定の通知)

第6条 理事長は、受託事業の受入れを決定したときは、委託者に対し、受託事業受入決定通知書（別紙様式2。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

### (契約の締結)

第7条 受入れの決定があったときは、受託事業契約を締結するものとする。ただし、委託者において指定の契約書があり契約条項を具備しているときは、この限りでない。

### (事業経費)

第8条 事業経費は、当該事業の遂行に直接必要な経費に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。以下「直接経費」という。）及び当該事業の遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（消費税及び地方消費税を含む。以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 前項の規定による間接経費の額は、直接経費の30%相当額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。

(1) 委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により事業を委託することが明確なものを含む。）、政府関係機関、地方公共団体又は国際機関で、間接経費が措置されていない場合、又は前項に規定する額が措置されていない場合

(2) 委託者が前号以外の場合で、特に理事長が認めた場合

### (受託事業費の納入)

第9条 委託者は、受託事業費を契約に定める期日までに、納入するものとする。

(受託事業期間)

第10条 受託事業期間は、原則として1会計年度以内とする。ただし、理事長が必要と認める場合は、これを超えることができる。

(受託事業の中止又は期間変更)

第11条 委託者の都合によって契約を解除することは、原則としてできない。

- 2 事業責任者は、やむを得ない理由により受託事業を中止し、又は期間変更を行う必要が生じた場合には、理事長に申出なければならない。
- 3 理事長は、前項の事情がやむを得ないと判断した場合は、委託者と協議し、受託事業の中止又は期間変更を行わなければならない。この場合において、受託事業契約の解除又は期間の変更契約を締結するものとする。
- 4 前項の場合において、未使用となった受託事業費の範囲内でその一部又は全部を返還することができる。

(知的財産等の取扱い)

第12条 受託事業の結果生じた知的財産等については、学校法人四国大学・四国大学発明規程の定めるところにより取扱うものとする。ただし、受託事業契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(契約等の遵守)

第13条 事業責任者及びその他受託事業の実施に携わる者は、当該受託事業に係る契約及び本学の定める諸規程を遵守しなければならない。

(事業完了報告)

第14条 理事長は、受託事業が終了したときは、速やかに受託事業完了報告書(別紙様式3)により、委託者に報告しなければならない。ただし、契約書に定めがある場合は、この限りでない。

(事業責任者の責務)

第15条 事業責任者は、受託事業の実施に責任をもってあたり、収支を常に明確にし、管理しなければならない。

(事務)

第16条 この規程に定める事務は、社会連携推進課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、受託事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月28日から施行する。

別紙様式1 (第4条関係)

受託事業申込書

別紙様式2 (第6条関係)

受託事業受入決定通知書

別紙様式3 (第14条関係)

受託事業完了報告書

受託事業申込書

年 月 日

学校法人 四国大学理事長 殿

申込者

住 所

氏 名

印

学校法人四国大学・四国大学受託事業規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり受託事業を申し込みます。

記

1 事業名

2 事業の目的及び内容

3 事業に要する経費 円 (消費税及び地方消費税を含む)  
(内訳) 直接経費 円  
間接経費 円

4 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

5 提供物品等

6 その他必要事項

以上

受託事業受入決定通知書

年 月 日

(委託者) 殿

徳島市宍神町古川字戎子野123-1

学校法人 四国大学

理事長 佐藤 一郎 印

平成 年 月 日付けで申し込みのありました受託事業について、下記のとおり受入れを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 事業名

2 事業の目的及び内容

3 事業に要する経費 円 (消費税及び地方消費税を含む)  
(内訳) 直接経費 円  
間接経費 円

4 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

5 受入条件

6 その他

以上

受 託 事 業 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

(委託者) 殿

徳島市宍神町古川字戎子野123-1  
学校法人 四国大学  
理事長 佐藤 一郎 印

平成 年 月 日付けで受入れした下記の受託事業が完了しましたので、報告します。

記

1 事業名

2 事業期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

3 完了年月日 平成 年 月 日

4 その他参考となる事項

以上